令和７年度版

事業報告書

Houterasu Tokyo Report 2025

日本司法支援センター
東京地方事務所

はじめに

日本司法支援センター（法テラス）は、総合法律支援法により平成18年4月10日に設立され、同年10月2日から業務を開始しました。

以来、総合法律支援法に定める「民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することをめざす（同法第2条）」という基本理念を実現するために、弁護士会・司法書士会及び地方自治体等の関係機関との連携・協力関係の構築に努め、情報提供、民事法律扶助、国選弁護等関連、犯罪被害者支援、司法過疎対策の各業務と受託事業を実施してまいりました。

また、その時々の社会情勢に応じて、東日本大震災の被災者のための震災法律援助や大規模災害の被災者に対する被災者法律相談援助、認知機能が十分でない方に対する特定援助対象者法律相談援助、一定の重大犯罪の被害にあわれた方等への犯罪被害者等法律援助制度等の新しい業務を開始し、多くの皆様にご利用いただいております。

自ら援助を求めることが難しい高齢者・障がい者等への法的支援などを行う司法ソーシャルワークについては、福祉関係機関とスタッフ弁護士とのホットライン（電話による情報提供サービス）の拡充、新宿区高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）等との協働連携、福祉関係機関等との連携による業務説明会の実施などを引き続き行っています。

本報告書は、令和7年度の各事業について、日本司法支援センター東京地方事務所の事業の実績と成果を報告するものです。

今後とも、皆さまのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

目次

日本司法支援センター（法テラス）の業務概要 …… p.4

令和7年度日本司法支援センター東京地方事務所について …… p.6

民事法律扶助業務 …… p.6
情報提供業務 …… p.11
国選弁護等関連業務 …… p.12
司法過疎対策業務 …… p.14
犯罪被害者支援業務 …… p.15
受託業務 …… p.19
関係機関との連携 …… p.20

常勤弁護士（スタッフ弁護士）の活動 …… p.21

法テラス東京法律事務所 …… p.21
法テラス多摩法律事務所 …… p.23

資　料 …… p.27

法テラス東京の利用状況 …… p.27
全国の利用状況 …… p.35

付　録 …… p.40

日本司法支援センター東京地方事務所　相談場所Map …… p.40
法テラス東京リーフレット送付申込書 …… p.42

東京地方事務所　資料インデックス

資料1　令和3年度～令和7年度　特定援助対象者法律相談援助件数 …… p.7
資料2-1　令和3年度～令和7年度　業務実績 …… p.8
資料2-2　令和3年度～令和7年度　業務実績（グラフ） …… p.8
資料3　令和7年度　法律相談援助件数（相談区分別） …… p.8
資料4　令和7年度　相談者の年代、性別 …… p.9
資料5　令和7年度　相談者の公的給付の有無と内訳 …… p.9
資料6　令和7年度　民事契約弁護士・司法書士数 …… p.9
資料7　令和7年度　代理援助・書類作成援助　被援助者の収入 …… p.9
資料8　令和7年度　代理援助・書類作成援助　被援助者の公的給付の有無とその内容 …… p.10
資料9　令和7年度　代理援助・書類作成援助　被援助者の職業 …… p.10
資料10　令和7年度　代理援助・書類作成援助　事件の結果 …… p.10
資料11　令和3年度～令和7年度　情報提供件数（東京・全国） …… p.11
資料12　令和7年度　情報提供件数 …… p.11
資料13-1　令和3年度～令和7年度　国選弁護人契約弁護士数の推移（常勤弁護士含む） …… p.12
資料13-2　令和3年度～令和7年度　国選付添人契約弁護士数の推移（常勤弁護士含む） …… p.12
資料14　令和7年度　国選弁護人等候補の指名通知依頼受理件数（平日・休日の合計） …… p.12
資料15　令和3年度～令和7年度　犯罪被害者等に関する情報提供件数 …… p.15
資料16　令和3年度～令和7年度　精通弁護士名簿登載人数の推移 …… p.16
資料17　令和3年度～令和7年度　精通弁護士紹介受付件数（東京・多摩の合計） …… p.16
資料18　令和7年度　精通弁護士紹介事案の内訳 …… p.16
資料19　令和3年度～令和7年度　損害命令申立事件援助件数（申立人側のみ） …… p.16
資料20　令和3年度～令和7年度　DV等被害者法律相談援助件数 …… p.16
資料21　令和3年度～令和7年度　国選被害者参加弁護士選定請求受付人数 …… p.17
資料22　受託業務の内容 …… p.19
資料23　令和3年度～令和7年度　日弁連委託援助申込件数の推移 …… p.19

法テラス東京の利用状況

資料24　令和3年度～令和7年度　法律相談援助件数 …… p.28
資料25　令和7年度　法律相談援助の事件別内訳 …… p.29
資料26　令和3年度～令和7年度　代理援助・書類作成援助件数 …… p.30
資料27　令和7年度　代理援助・書類作成援助事件の事件別内訳 …… p.31

全国の利用状況

資料28　令和3年度～令和7年度　日本司法支援センター業務実績 …… p.36
資料29　令和7年度　法律相談援助の事件別内訳（地方事務所別） …… p.37
資料30　令和7年度　代理援助の事件別内訳（地方事務所別） …… p.38
資料31　令和7年度　書類作成援助の事件別内訳（地方事務所別） …… p.39

日本司法支援センター（法テラス）の業務概要

法テラスは、国民の司法アクセス拡充のため、次の業務を行っている。

本来業務（総合法律支援法第30条第1項）

1 情報提供業務

利用者からの問合せに応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度に関する情報や、法律サービスを提供する国、地方公共団体、各種相談機関、弁護士・司法書士等の各種士業団体の相談窓口情報を電話や面談、チャット等により、無料で提供している。

2 民事法律扶助業務

経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談（法律相談援助）を行い、必要に応じ、弁護士・司法書士費用等の立替え（代理援助・書類作成援助）を行っている。刑事事件に関するものは対象にならない。

援助要件として、同一問題につき3回を上限とし、①資力（収入・資産）が一定基準以下であること、②民事法律扶助の趣旨に適すること、③勝訴の見込みがないとはいえないことの3点を満たすことが必要である（法律相談援助の場合は③の要件は不要）。

代理援助、書類作成援助に当たっては、援助要件を満たすか否か審査により判断する。また、基準に基づき弁護士・司法書士費用（実費、着手金等）を決定する。事件処理が終了すると、弁護士・司法書士から終結報告書の提出を受け、審査を行い、報酬金の額や支払方法を決定する。

立替金については、援助開始決定後、被援助者から月額5,000円～10,000円程度の分割で返済していただく。援助終結後は原則3年以内にお支払いが終わる金額で返済していただく。生活保護を受給している方又はそれに準じる程度に生計が困難な方については、申請により、猶予や援助終結後の免除が認められる場合がある。

法律相談援助……弁護士・認定司法書士による無料法律相談
代理援助……裁判や調停（民事、家事、行政）、それに先立つ示談交渉等における弁護士・認定司法書士費用と実費の立替え
書類作成援助……裁判所に提出する書類を司法書士又は弁護士に作成してもらう費用の立替え

3 国選弁護等関連業務

国選弁護制度とは、逮捕・勾留された被疑者及び起訴された被告人が、貧困等の理由で刑事手続のための弁護士を付けられない場合に、国の費用で弁護士を付ける制度である。法テラスでは、国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人及び国選付添人（以下「国選弁護人等」という）候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人等に対する報酬・費用の算定・支払いを行っている。

4 司法過疎対策業務

身近に弁護士や司法書士等の法律専門家がいない等の理由で、法律サービスを受けることが難しい地域を解消するため、法テラスに常時勤務する契約をしている弁護士（常勤弁護士＝「通称：スタッフ弁護士」）が常駐する地域事務所（全国34か所）を設置し、法律サービスを提供している。地域事務所では、民事法律扶助事件や国選弁護事件などのほか、有償でも法律事務全般を幅広く取り扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

5 犯罪被害者支援業務

犯罪の被害にあわれた方やそのご家族等に対し、情報提供、適切な相談窓口の紹介や取次のほか、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士（精通弁護士）を紹介している。

また、DV、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方（被害を受けるおそれのある方を含む）に対し、法律相談を実施しているほか、一定の犯罪の被害者等で裁判所から刑事裁判へ参加を許可された方（被害者参加人）についての国選被害者参加弁護士に関する業務や、被害者参加旅費等支給制度に関する業務を行っている。

令和8年1月13日からは、新たに、殺人や性犯罪などの犯罪被害にあわれた方等が刑事・民事・行政その他の手続について弁護士による支援を受けられる犯罪被害者等法律援助制度（犯罪被害者等支援弁護士制度）の運用も始まり、その対応を開始している。

その他の業務

1 司法ソーシャルワーク

弁護士等が地方公共団体・福祉機関等の職員と協働し、高齢・障がい・生活困窮等の理由で自ら法的援助を求めることが困難な方々の下に出向くなど積極的に働きかけを行い、その方々が抱えている様々な問題について、総合的な解決を図るという取組を行っている。法テラスの常勤弁護士が司法ソーシャルワークの担い手として、民事法律扶助を活用した出張法律相談や事件受任などを意欲的に行うほか、地域包括支援センターや福祉事務所等の関係機関と連携を深め、司法アクセス障害の解消に向けた体制整備も行っている。

2 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）

法テラスの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて行う業務（総合法律支援法第30条2項、業務方法書第83条）。本来業務のメニューにはないが、人権救済の観点から援助が必要な事件について、他の団体・機関等からの委託を受けて法テラスが審査、費用の支払いを行っている。

現在は日本弁護士連合会からの委託により、資力に乏しい被疑者（勾留前）・少年・犯罪被害者・難民・外国人・子ども・精神障がい者・高齢者等に対する各種の法律援助事業を同連合会の費用により実施している。

令和7年度日本司法支援センター東京地方事務所について

日本司法支援センター東京地方事務所は、新宿、上野、立川、八王子の4か所に事務所を設置している。すべての事務所において、情報提供業務を実施するとともに、民事法律扶助業務における常設相談窓口を設けており、一般相談以外にも多重債務相談や労働相談、高齢者・障がい者の方向けの相談など各種専門相談を行っている事務所もある（上野出張所は令和7年4月28日に事務所を移転。各事務所の住所は40～41ページを参照。）。

このほかにも、北千住、渋谷、霞が関、池袋、蒲田など弁護士会の法律相談所センターを民事法律扶助制度による法律相談援助を利用できる場所（指定相談場所）に指定し、利用者がアクセスしやすい法律相談体制を構築している。

また、近隣地域の自治体への広報や最寄りの弁護士会法律相談センターとの連携により、民事法律扶助制度を周知し、円滑な援助を提供している。

さらに、法テラスに常時勤務する契約をしている弁護士（常勤弁護士）が在籍する法律事務所が、上野と立川の2か所あり、令和8年3月末日時点で上野には13名、立川には6名の常勤弁護士が活動している（活動内容は21～25ページ参照。）。

常設相談窓口の予約状況は、法テラス東京のホームページでも公開している。

日本司法支援センター東京地方事務所のご案内
https://www.houterasu.or.jp/site/chihoujimusho-tokyo/

民事法律扶助業務

1 法律相談援助

（1）法律相談援助

法律相談援助は、収入や資産が一定基準以下の方を対象とした、弁護士や司法書士による無料法律相談である。同一問題につき3回を上限とし、刑事事件に関するものは対象にならない。法律相談援助は、面談のほかに、電話やオンラインによる法律相談ができる場合がある。

東京地方事務所は、東京都内に4か所事務所があり（新宿に本所、立川に多摩支部、上野及び八王子に出張所）、各事務所において法律相談窓口を常設している。労働相談やDV・セクハラ相談など専門相談も行っている。

法律相談援助は、法テラスの事務所のほかに、契約弁護士・司法書士の事務所、指定相談場所（弁護士会の法律相談センターや地方公共団体での法律相談を指定相談場所として指定して

いる）で実施している。
なお、高齢や障がいなどの理由により、既設の法律相談場所に来所することができない方に対しては、契約弁護士・司法書士が自宅等に出向いて法律相談（出張相談）を実施する制度がある。

（2）特定援助対象者法律相談援助

認知機能が十分ではないため自己の権利の実現が妨げられるおそれがある国民等（特定援助対象者）に対して、資力にかかわらず法律相談を行う。また、特定援助対象者については、代理援助・書類作成援助の対象手続を、公的給付にかかる行政不服申立手続にまで広げている。

●援助の内容（法律相談）

対象者本人ではなく、対象者を支援する地方公共団体や福祉機関等からの申入れにより、対象者のもとへ弁護士や司法書士が出向き、出張法律相談を実施している。申入れができる機関（特定援助機関）は、7類型（地方公共団体、社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護保険上のサービス事業者、障害者総合支援法上のサービス事業者、児童福祉法上の支援事業者、その他）ある。資力が一定の基準を超える場合は、法律相談料（1件5,500円（税込））を対象者に負担いただく。

●利用のSTEP

①支援者の方から法テラスへ連絡
- 所定の書式にて、本制度の援助対象になる方か、相談料のお支払いが必要になる方かご確認いただく。
- 支援者は個人情報提供の同意書にご本人の署名をもらい、所定の書式と併せて法テラスに提出する。

②法テラスから、出張法律相談の可否を連絡
- 原則、上記書類が法テラスに提出された日から3営業日以内に、法テラスから相談援助実施の可否等を連絡する。

③相談を担当する弁護士又は司法書士から、相談日程の連絡
- 相談担当弁護士又は相談担当司法書士から、直接支援者に、日程調整の連絡をする。

④法律相談の実施
- 相談終了後、法テラスから支援者に、相談結果を伝達する。
- 法律相談の結果、さらに支援が必要な場合は、適切な制度を案内する。
- 相談者の安心のため、支援者には可能な限りの同席をお願いしている。

資料1●令和3年度～令和7年度　特定援助対象者法律相談援助件数

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
63	65	81	58	58

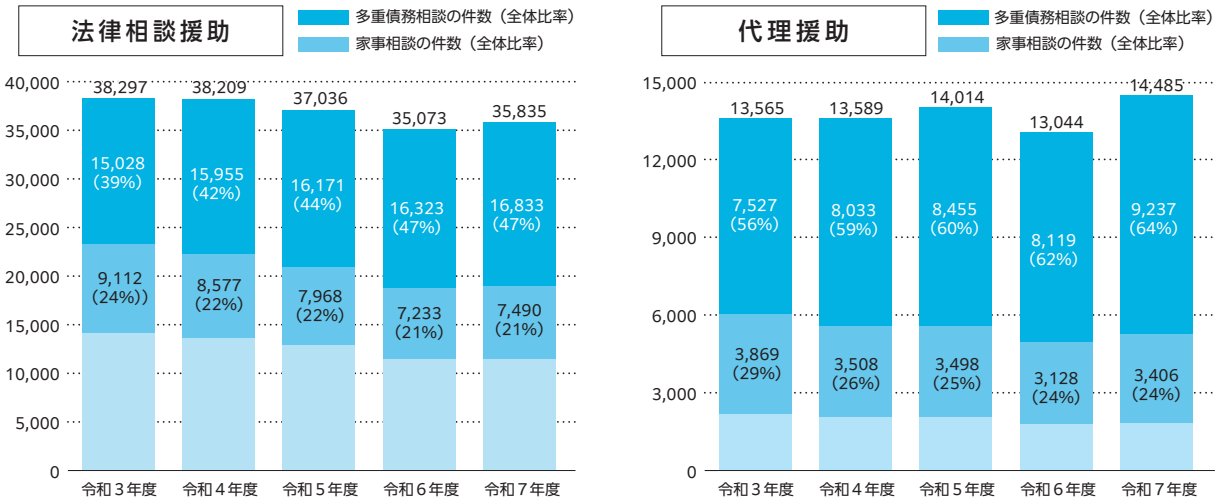
（3）被災者法律相談援助

被災者法律相談援助は、政令で指定された大規模災害により被災された方を対象として、災害発生日から1年を超えない範囲内で、資力を問わずに行う無料法律相談である。
令和6年度には、令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」及び令和6年9月20日から同月23日までの間に発生した「令和6年奥能登豪雨」が指定され、「令和6年能登半島地震」は令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期限で、「令和6年奥能登豪雨」は令和6年12月25日から令和7年9月19日までの期限で、それぞれ被災者法律相談援助を実施した。これらの被災者法律相談援助は、東京三弁護士会と協定を締結し、連携しながら実施した。

資料2-1●令和3年度～令和7年度　業務実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法律相談援助	38,297	38,209	37,036	35,073	35,835
多重債務相談の件数（全体比率）	15,028（39%）	15,955（42%）	16,171（44%）	16,323（47%）	16,833（47%）
家事相談の件数（全体比率）	9,112（24%）	8,577（22%）	7,968（22%）	7,233（21%）	7,490（21%）
代理援助	13,565	13,589	14,014	13,044	14,485
多重債務事件の件数（全体比率）	7,527（56%）	8,033（59%）	8,455（60%）	8,119（62%）	9,237（64%）
家事事件の件数（全体比率）	3,869（29%）	3,508（26%）	3,498（25%）	3,128（24%）	3,406（24%）

資料2-2●令和3年度～令和7年度　業務実績（グラフ）

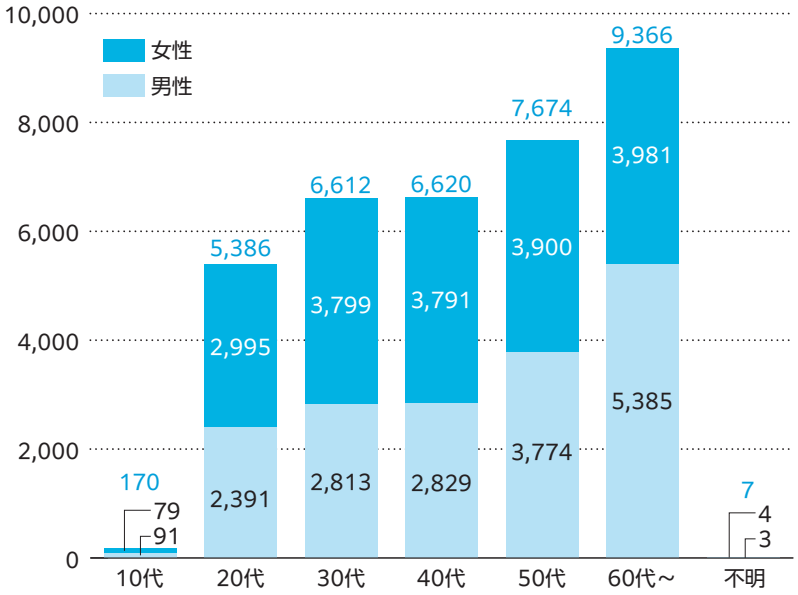


資料3●令和7年度　法律相談援助件数（相談区分別）

相談区分	法テラス東京	法テラス多摩	法テラス上野	法テラス八王子	東京全体
一般相談	625	549	1,479	977	3,630
クレサラ相談	558	535	1,960	1,048	4,101
外国人相談	323	0	0	0	323
労働相談	0	162	0	0	162
医療相談	97	0	0	0	97
相談登録弁護士	6,842	3,439	1,924	825	13,030
相談登録司法書士	62	4	34	1	101
消費者問題相談	0	0	0	0	0
セクハラ・DV相談	110	0	0	0	110
高齢者・障がい者相談	113	0	112	0	225
インターネット相談	0	0	0	0	0
特定援助	58	0	0	0	58
電話等相談	4,728	1,541	1,749	369	8,387
その他	5,432	0	179	0	5,611
合計	18,948	6,230	7,437	3,220	35,835

※電話等の方法により「特定援助対象者法律相談援助」を実施した実績は電話等相談に含まれる。

資料4●令和7年度　相談者の年代、性別



資料5●令和7年度　相談者の公的給付の有無と内訳

給付区分	公的給付なし	生活保護	年金	生保・年金	その他給付	合計
人数	18,294	10,854	3,726	1,784	1,177	35,835
全体比率	51.1%	30.3%	10.4%	5.0%	3.3%	100.0%

2 代理援助・書類作成援助

法律相談の結果、代理援助又は書類作成援助が必要であり、かつ、援助の要件を満たしていると思われる案件は、地方扶助審査委員の審査に付される。

東京地方事務所では、本所、多摩支部及び上野・八王子の各出張所において弁護士会・司法書士会から推薦された審査委員による審査を週2回程度実施している。援助申込から審査までの期間は、おおむね3～7日程度となっている。

資料6●令和7年度　民事契約弁護士・司法書士数

	契約者数
弁 護 士	6,961
司法書士	799

（令和8年4月1日現在の数値）

資料7●令和7年度　代理援助・書類作成援助　被援助者の収入

収入	人数	全体比率
無収入	5,791	39.6%
10万円未満	1,733	11.8%
20万円未満	4,431	30.3%
30万円未満	2,255	15.4%
30万円以上	426	2.9%
不明	1	0.0%
合計	14,637	100.0%

資料8●令和7年度　代理援助・書類作成援助
被援助者の公的給付の有無とその内容

給付区分	人数	全体比率
公的給付なし	6,579	44.9%
生活保護	5,517	37.7%
年金生活	1,265	8.6%
生保・年金	844	5.8%
その他	432	3.0%
合計	14,637	100.0%

資料9●令和7年度　代理援助・書類作成援助
被援助者の職業

職業	人数	比率
給与生活者	3,655	25.0%
商工自営業	799	5.5%
農林・漁業	1	0.0%
自由業	0	0.0%
学生	127	0.9%
パート・アルバイト	2,294	15.7%
無職	7,263	49.6%
未定	4	0.0%
その他	494	3.4%
合計	14,637	100.0%

資料10●令和7年度　代理援助・書類作成援助　事件の結果

結果	代理援助		書類作成援助	
	件数	比率	件数	比率
和解成立	659	5.0%	0	0.0%
調停成立	931	7.1%	0	0.0%
免責決定	5,293	40.2%	60	42.9%
調停不調	296	2.2%	0	0.0%
示談成立	892	6.8%	0	0.0%
個別契約解除	80	0.6%	0	0.0%
辞任・解任	1,119	8.5%	32	22.9%
判決	519	3.9%	0	0.0%
過払金回収	6	0.0%	0	0.0%
審判	519	3.9%	20	14.3%
認可決定	41	0.3%	0	0.0%
申述受理	225	1.7%	12	8.6%
和解不成立	1	0.0%	0	0.0%
示談不成立	102	0.8%	0	0.0%
その他	2,495	18.9%	16	11.4%
合計	13,178	100.0%	140	100.0%

3 弁護士会の新規登録弁護士研修への講師派遣

東京三弁護士会の新規登録弁護士研修にそれぞれ講師を派遣して、民事法律扶助業務に関する説明を行っている。

情報提供業務

●業務の実施態勢・実績

1 法テラス東京(本所)、法テラス多摩、法テラス東京霞が関分室

司法書士、消費生活相談員、裁判所の裁判事務経験者等を情報提供専門職員（非常勤）として採用し、電話又は面談により、法制度に関する情報や関係機関・団体などの窓口に関する情報を提供している。

ただし、情報提供専門職員が配置されていない時間帯においては、一般職員が情報提供を行う。

●情報提供専門職員の人数・配置時間

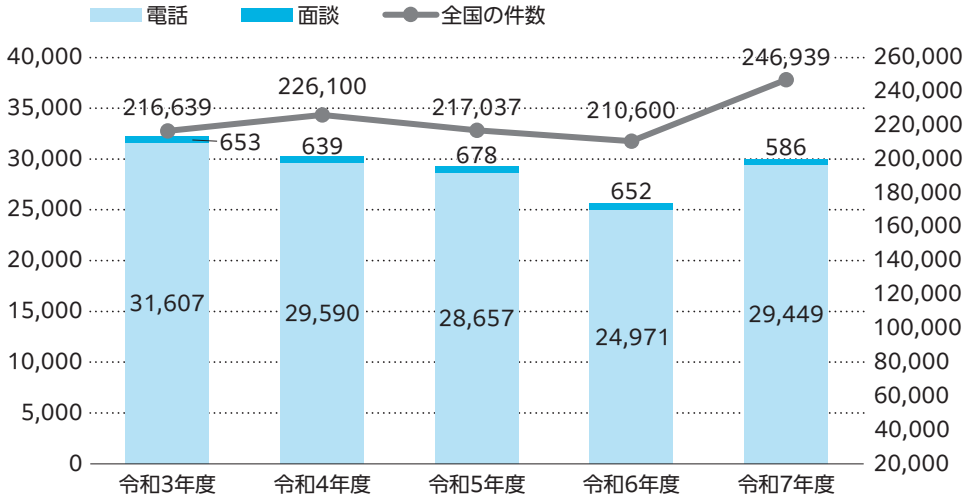
令和7年度は、14名（法テラス東京12名、法テラス多摩2名）が従事した。

法テラス東京（本所）	平日の午前（9時～12時）／　午後（1時～4時）
法テラス多摩	平日の午前（9時～12時）／　午後（1時～4時）
法テラス東京霞が関	平日の午後（1時～4時）

2 出張所（法テラス上野・法テラス八王子）

情報提供専門職員が配属されていない出張所（法テラス上野・法テラス八王子）においては、一般職員が情報提供を行う。

資料11●令和3年度～令和7年度　情報提供件数（東京・全国）



資料12●令和7年度　情報提供件数

	法テラス東京	法テラス霞が関	法テラス上野	法テラス多摩	法テラス八王子	合計
電話	20,949	1	2,398	3,470	2,631	29,449
面談	83	333	63	28	79	586
合計	21,032	334	2,461	3,498	2,710	30,035

3 関係機関の訪問

例年に引き続いて、職員が自治体等の関係機関に直接赴き、法テラスの業務説明を行うとともに、関係機関の業務内容及び窓口情報を把握し、地域に密着した情報提供の実施に努めている。

国選弁護等関連業務

●契約弁護士の確保等

裁判員制度、少年事件等も含め、十分な体制を整え対応できるように、弁護士会の協力を得て、契約弁護士の確保に努めている。

また、国選弁護業務の円滑な実施のために、弁護士会と定期的に協議会を実施している。

資料13-1●令和3年度～令和7年度　国選弁護人契約弁護士数の推移（常勤弁護士含む）

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
13,385	13,936	14,131	14,150	14,567

※全国の契約弁護士数は、令和8年4月1日現在で32,608名

資料13-2●令和3年度～令和7年度　国選付添人契約弁護士数の推移（常勤弁護士含む）

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
3,179	3,218	3,269	3,273	3,303

※全国の契約弁護士数は、令和8年4月1日現在で16,493名

●業務の実施態勢・実績

1 指名・通知業務

裁判所からの依頼に基づき、以下のとおり国選弁護人等候補者の指名及び裁判所への通知を行う。

資料14●令和7年度　国選弁護人等候補の指名通知依頼受理件数（平日・休日の合計）

	被疑者弁護	被告人弁護	国選付添	合計
法テラス東京（本所）	9,810（9,955）	8,449（8,391）	295（252）	18,554（18,598）
法テラス多摩	2,802（2,692）	1,071　（972）	133（143）	4,006　（3,807）

※（　　）は令和6年度

（平日）

法テラス東京では、被疑者国選事件は名簿待機方式により法テラス東京（本所）で、被告人国選事件は事件選択方式により霞が関分室で指名通知業務を行っている。法テラス多摩では、名簿待機方式により、被疑者及び被告人事件の指名通知業務を行っている。

（休日）

土日祝日は、法テラス東京（本所）において、法テラス東京（本所）及び法テラス多摩の被疑者事件の指名通知業務、並びに神奈川、埼玉、千葉を除く東京高等裁判所管内地方事務所の被疑者事件の指名通知業務代行を行っている。

なお、被疑者事件については、裁判所による指名通知依頼から概ね12時間以内に、被告人事件については、概ね24時間以内に弁護人候補者の指名通知を行った。

2 テレビ電話による外部交通の試行の継続

平成20年4月15日から、東京地方検察庁又は法テラス東京（本所）と東京拘置所とのテレビ電話による外部交通の試行が開始された。本制度は、弁護人が東京地方検察庁又は法テラス東京などに赴いて、東京拘置所又は立川拘置所の未決拘禁者にテレビ電話により面会を実施している。

3 研修への講師派遣

東京三弁護士会の新規登録弁護士研修に資料の提供、講師の派遣等をし、国選弁護等関連業務に関する説明を行っている。

刑事弁護の通訳の質の向上のため、通訳人を対象とする研修にも取り組んでいる。

司法過疎対策業務

法テラスでは、身近に弁護士や司法書士がいないなど、法律サービスへのアクセスが容易でない地域に法律事務所（地域事務所）を設置し、常勤弁護士を常駐させ、有償での法律サービス全般の提供を行っている。

東京都内でも、①弁護士や司法書士が都市部に集中している、②地域事情として遠距離移動をしないと相談ができない、③地域コミュニティが小規模で、地域住民同士の結びつきが密接なため、法的解決手段をとることに消極的になりやすい傾向にある等、司法過疎地域が存在する。その代表例としては、島しょ部や奥多摩地域が挙げられる。

そのような司法過疎地域の対策として、これまで島しょ部での無料法律相談会や法教育活動を実施するとともに、広報活動、情報提供も行ってきた。令和2年1月には、東京都大島町で行われた東京法務局主催の相談会に常勤弁護士が同行し、相談に応じた。その後、新型コロナウイルスの影響等によりしばらく活動を見送っていたが、令和６年 11 月に常勤弁護士が新島村立新島中学校を訪問して業務説明や刑事模擬裁判等を行うなど、広報活動を再開した。

東京地方事務所では、法テラスの運営理念を念頭に置き、市民に必要な司法アクセス及び法律への理解を深める活動を積極的に行っていく。

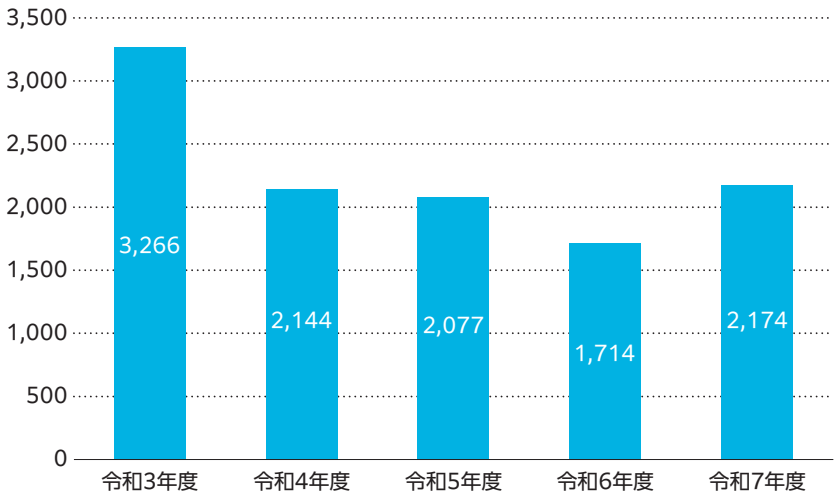
犯罪被害者支援業務

1 犯罪被害者支援に関する情報提供

東京地方事務所では、犯罪被害者支援担当職員及び情報提供専門職員が、電話や受付窓口において、犯罪被害者支援に関する法制度及び関係機関・団体の情報提供業務を行っている。

また、法テラスサポートダイヤル（コールセンター）では、犯罪被害者支援ダイヤル（0120-079714なくことないよ）が設けられており、被害者等からの問合せに対して上記情報提供業務を行うほか、弁護士との相談を希望する場合は、必要に応じて地方事務所に取り次ぐ業務を行っている。

資料15●令和3年度～令和7年度　犯罪被害者等に関する情報提供件数



2 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務

犯罪の被害について弁護士に相談をしたくてもその接点がない方のために、個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）の紹介を行っている。被害者等は、被害による医療費の支出のほか、心身への影響で就労が困難となり収入が途絶えてしまうなど、経済的にも大きな打撃を受けていることが多い。そこで、民事法律扶助・日弁連委託援助（犯罪被害者法律援助）・DV等被害者法律相談援助・犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援弁護士制度）の資力基準を満たす被害者等については、これらの制度を利用して無料の法律相談を受けられるよう精通弁護士への取次ぎを行い、資力基準を超える被害者等についても、東京都被害者支援条例の定める相談費助成制度の利用による無料法律相談が受けられるよう精通弁護士への取次ぎを行っている。

法律相談の結果、事件の受任に至る場合も、資力の乏しい被害者等について経済的負担が軽減されるよう、弁護士には、民事法律扶助・日弁連委託援助・国選被害者参加弁護士制度・犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援弁護士制度）の積極的な活用を促している。

弁護士紹介の依頼は、被害者本人や親族のほか、検察官・検察事務官、警察、自治体の担当職員等を通じても寄せられている。東京地方検察庁及び警視庁犯罪被害者支援室とも連携し、同室からの取り次ぎにより被害者等に弁護士を紹介している。今後も関係機関と連携し、支援が必要な被害者等に迅速な弁護士紹介ができるよう取り組む。

資料16●令和3年度～令和7年度　精通弁護士名簿登載人数の推移

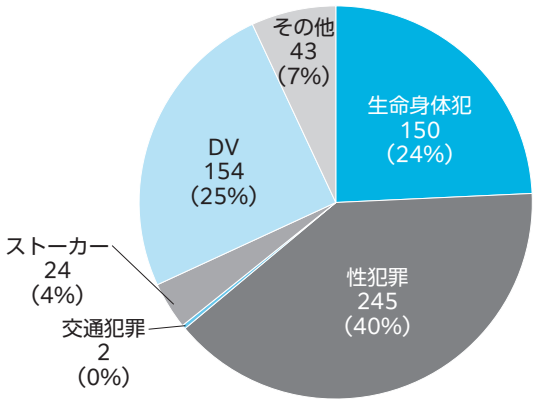
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
413	420	431	438	450

※いずれも各年度末現在の数値

資料17●令和3年度～令和7年度　精通弁護士紹介受付件数（東京・多摩の合計）

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
322	533	1,002	1,562	2,364

資料18●令和7年度　精通弁護士紹介事案の内訳



※紹介受付のうち、法テラス常設相談への予約を案内したものを除く

資料19●令和3年度～令和7年度　損賠命令申立事件援助件数（申立人側のみ）

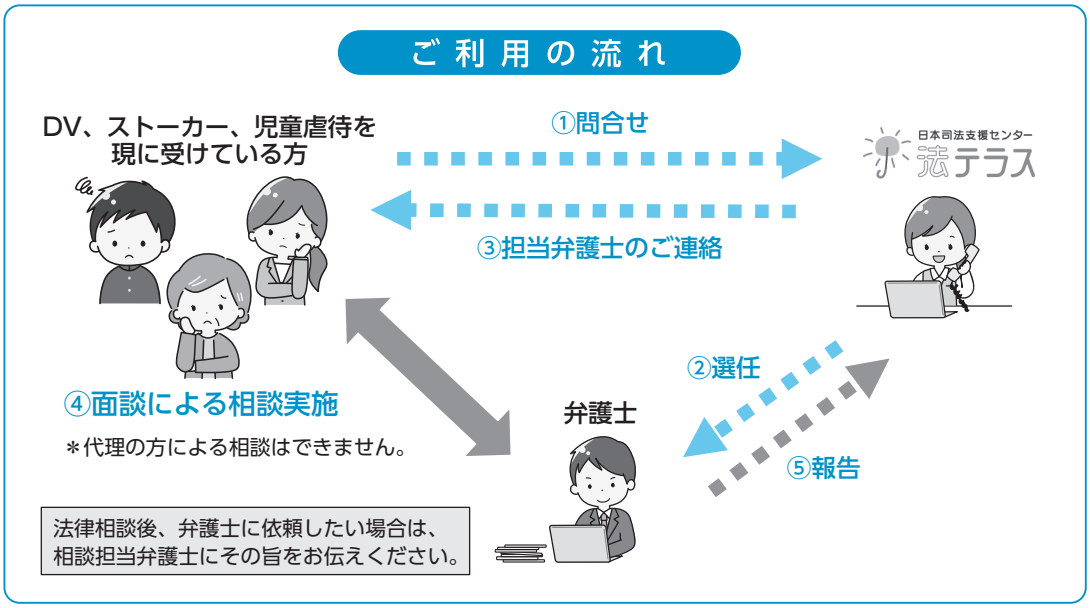
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
16	6	16	8	5

3 DV等被害者法律相談援助

特定侵害行為（DV、ストーカー、児童虐待）の被害を現に受けている方（被害を受けるおそれのある方を含む）を対象に、被害の防止に関して必要な法律相談の援助を行っている。具体的には、法律相談を基本的に無料で実施し、一定の基準を超える資産を保有する場合に限り、相談料（1件5,500円（税込））を負担いただいている。

資料20●令和3年度～令和7年度　DV等被害者法律相談援助件数

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法テラス東京	DV	35	83	98	183	206
	ストーカー	5	12	25	26	21
	児童虐待	11	1	5	2	3
法テラス多摩	DV	8	4	6	19	4
	ストーカー	0	0	0	0	2
	児童虐待	0	1	1	3	0
東京全体		59	101	135	233	236



4 被害者のための国選弁護制度

刑事裁判への参加を許可された犯罪被害者等（被害者参加人）が経済的に余裕がない場合に、裁判所が弁護士（国選被害者参加弁護士）を選定し、国がその費用を負担することで弁護士による援助を受けられるようにするのが「国選被害者参加弁護制度」である。法テラスは、被害者参加人からの請求により、国選被害者参加弁護士候補者の指名及び裁判所への通知を行い、国選被害者参加弁護士に対する報酬及び費用の支払いを行っている。

なお、国選被害者参加弁護士の指名通知業務においては、東京都在住の被害者等が他の道府県で犯罪被害にあったり、逆に東京都外にお住いの方が東京都内で犯罪被害にあったりした場合に、当該被害者参加人の希望に応じて各地の法テラス地方事務所と連携し、現地の国選被害者参加弁護士を指名通知することも可能である。

資料21●令和3年度～令和7年度　国選被害者参加弁護士選定請求受付人数

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
121	149	178	200	194

5 犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援弁護士制度）

令和8年1月13日から、新たに犯罪被害者等法律援助制度（犯罪被害者等支援弁護士制度）の運用が始まり、その対応を開始したところである。

この犯罪被害者等法律援助制度は、故意の犯罪により死亡の結果が生じた場合、一定の性犯罪、及び故意の犯罪による重傷の結果が生じた場合に、犯罪被害にあわれた方等が、早期の段階から、刑事・民事・行政その他の様々な手続について、弁護士による一貫した支援を受けられる制度であり、法テラスは、一定の資力基準を満たす被害者等について、原則としてその費用を負担し、被害者等を支援している。

6 関係機関との連携

犯罪被害にあわれた方は、事件の日を境に、法律問題だけでなく医療の問題、生活面での問題など、様々な問題に直面する。法テラスでは、被害者等が各種支援を行う社会資源にワンストップでアクセスできるよう、関係機関との連携にも力を入れている。

令和7年度は、東京三弁護士会の犯罪被害者支援に関する協議会に出席したほか、東京都犯罪被害者支援連絡会に参加し、被害者等の支援に関する動向について情報共有を図り、支援の拡充・充実に向けて意見交換を行った。

被害にあわれた方への支援はもちろん、問題を抱えている方の被害を未然に防ぐためにも、今後も関係機関との連携を密にし、早期に弁護士等への支援につなげるなど、被害者支援業務の拡大・充実化を図る必要がある。

受託業務

日本弁護士連合会から委託を受けて援助を実施している。援助の内容は、資料22のとおり、9つにわたる。

受託業務は民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない手続を対象としており、人権救済の観点からいずれも必要な援助といえる。

東京地方事務所における各援助の5年間の推移は資料23のとおりである。

なお、受託業務の利用にあたっては、当事者からではなく、委託援助契約弁護士を通じて申込みが必要である。

資料22●受託業務の内容

	対　象　者	援 助 内 容
1	身体を拘束された刑事被疑者 （被疑者国選の対象事件であって勾留状が発せられた被疑者を除く。）	被疑者との接見、警察官又は検察官との交渉、被害者との示談交渉及びその被疑者の刑事弁護活動全般
2	家庭裁判所に送致された少年 （下記のいずれかに該当する事件の少年。ただし、少年法第22条の3第1項又は同法第22条の5第2項の規定により、家庭裁判所が国選付添人を付さなければならない場合を除く。） ①少年鑑別所送致の観護措置がとられた事件 ②刑事処分又は少年法上の保護処分が予想される事件 ③少年が非行事実の重要な部分について争っている事件 ④その他援助が特に必要と認められる事件	少年との面会とアドバイス、家庭裁判所との折衝交渉、環境調整、被害者との示談交渉その他付添人活動全般
3	犯罪被害者	被害届提出、告訴・告発、事情聴取同行、検察審査会申立て、法廷傍聴付添、少年審判状況説明聴取、修復的司法の一環としての加害者側との対話、刑事手続における和解の交渉、犯罪被害者等給付金申請及び報道機関への積極的な対応・折衝その他犯罪被害者支援のために必要な活動
4	難民	難民認定申請、難民不認定処分等に対する異議申立て・取消訴訟等の活動
5	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする外国人	ア　在留資格等の入管関係、就籍・帰化等の戸籍・国籍関係、社会保障関係の行政手続の代理等 イ　在留資格がないために、民事法律扶助制度が利用できない外国人の訴訟代理
6	人権救済を必要としている子ども	ア　児童相談所等との交渉、虐待を行う親との関係調整、離縁訴訟等の支援 イ　触法少年の警察官調査に関する付添人活動
7	精神障がい者	退院請求、処遇改善等の行政手続の代理
8	医療観察法対象の心神喪失者	退院許可申立・処遇改善の行政手続代理等、国選付添人の医師に対する協力費用
9	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする高齢者・障がい者・ホームレス等	生活保護申請、生活保護法に基づく審査請求の代理

資料23●令和3年度～令和7年度　日弁連委託援助申込件数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
被疑者	1,390　(50%)	1,545　(50%)	1,759　(51%)	1,811　(53%)	1,899　(57%)
少年	109　(4%)	112　(4%)	130　(4%)	145　(4%)	165　(5%)
犯罪被害者	389　(14%)	418　(14%)	403　(12%)	419　(12%)	382　(12%)
難民	217　(8%)	197　(6%)	256　(7%)	278　(8%)	213　(6%)
外国人	341　(12%)	480　(16%)	505　(15%)	428　(13%)	348　(10%)
子ども	95　(3%)	68　(2%)	72　(2%)	80　(2%)	83　(3%)
精神障がい者等	73　(3%)	70　(2%)	83　(2%)	88　(3%)	92　(3%)
高齢者等	161　(6%)	173　(6%)	227　(7%)	183　(5%)	137　(4%)
合計	2,775（100%）	3,063（100%）	3,435（100%）	3,432（100%）	3,319（100%）

関係機関との連携

●地方協議会

令和7年度は、令和8年1月13日から運用を開始した犯罪被害者等法律援助の説明を中心に、民事法律扶助制度についても説明し、意見交換等を行った。

当日は、弁護士会側からも弁護士会の犯罪被害者支援の取組について説明いただき、犯罪被害者支援に関する疑問点やお困りのこと等について、参加者68名と率直に意見交換を行うことができた。今後も相互理解のため、関係機関との協議を積極的に行っていく。

●法教育、講演、業務説明会など

1 法教育・視察・研修

例年、関係機関や学校等からの視察や見学を受け入れており、令和7年度は海外からはJICAラオス法曹関係者の来訪や、ドイツの司法官の事務所見学を受け入れ、常勤弁護士等が講義を行うなどした。

また、常勤弁護士等を講師として派遣し、図書館における住民向けの法律セミナーでの講演、都内中学校での法教育講義を行った。

2 業務説明会・各種協議など

集合方式もしくはWeb会議方式により、関係機関主催の会議に参加した。

東京都の福祉局や多重債務問題対策協議会、生活サポート基金などとは多重債務問題について、全国被害者支援ネットワークや被害者支援都民センター、東京都配偶者暴力対策ネットワークなどとは犯罪被害者支援について、東京三弁護士会とは民事法律扶助制度や国選弁護制度、犯罪被害者支援についての協議を継続的に行い、各関係機関との連携関係構築・強化のための活動を行っている。

そのほか、東京地方裁判所、東京地方検察庁、警視庁、東京法務局等とも協議を行っている。

3 関係機関での講演など

役職員や常勤弁護士が、関係機関から講師として招かれ、講演や業務説明を行った。

令和7年度は、東京都や都内自治体の他、公立中学校、地域包括支援センター等、20か所以上の関係機関に講師を派遣した。

●ホットライン

法テラス東京法律事務所、法テラス多摩法律事務所では、行政機関の職員、福祉施設の支援員、医療関係者などが、ご自身が支援している方の法的トラブル（その可能性を含む）に直面した場合、「予約不要で」「電話で」「無料で」「常勤弁護士から」情報提供を受けられる電話相談（ホットライン）を行っている。令和7年度は、東京法律事務所だけでも263件の利用があった。

常勤弁護士（スタッフ弁護士）の活動

法テラス東京法律事務所

1 概況

法テラス東京法律事務所には、令和8年3月末日時点で13名の常勤弁護士が配置されており、民事法律扶助事件及び国選弁護事件のほか、関係機関に対する広報・講演活動など、幅広い業務活動を行っている。また、令和5年4月～同8年4月にかけて、当事務所の太田晃弘常勤弁護士が司法研修所の民事弁護教官を務め、司法修習生に対して司法ソーシャルワークに関する知識や問題意識を伝えることで未来の法曹育成へも貢献している。

2 司法ソーシャルワークに関する取組

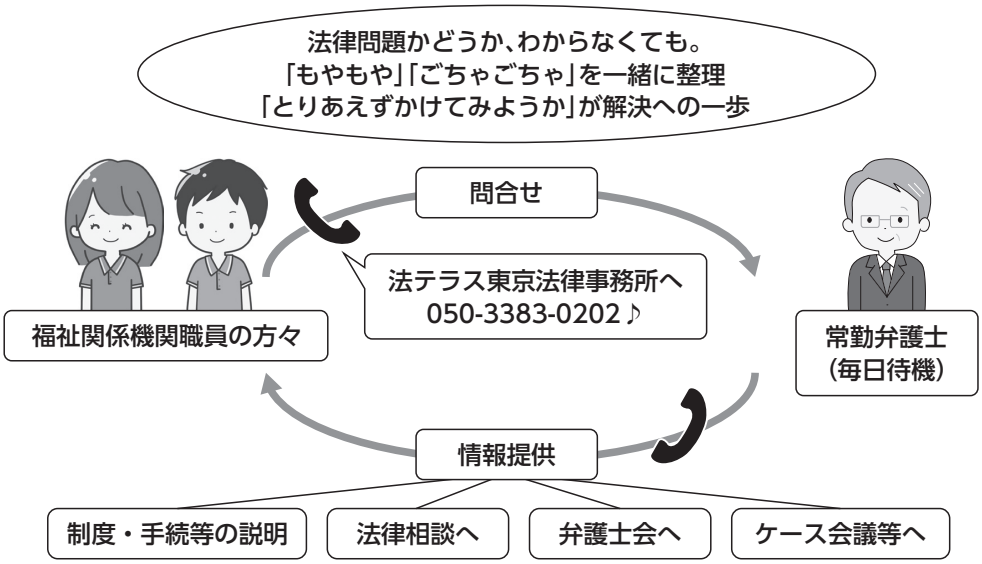


なかでも、特に力を入れているのが、高齢や障がいなどの理由により自ら司法にアクセスすることが困難な方々に対する支援である。

常勤弁護士は、司法へのアクセスが困難な方々のもとへ自ら赴いて法的サービスを提供することはもちろん、その方々を支える福祉関係職の方々が現場で日々実践しているソーシャルワークの輪の中に加わり協働することにより、当事者が抱える法的問題のみならず、生活上の様々な問題や課題についてもともに解決していくことを目指し、実践を重ねている。

(1) ホットライン

こうした活動の一環として、法テラス東京法律事務所では、福祉に関わる機関の職員や自治体職員が、市民の方々が抱える「困りごと」について常勤弁護士に電話で問合せを行い、常勤弁護士が適切な窓口や法的手続等について情報提供を行うサービス（通称「ホットライン」。利用時間：平日午前9時から午後5時）を続けている（下図）。また、このホットラインを周知するべく、法テラス東京ホームページ上において「法テラス東京法律事務所だより」を定期的に掲載している。



常勤弁護士は、個別の問合せに対して、法律や裁判手続を案内したり、法テラスや弁護士会・司法書士会での法律相談を紹介したり、出張法律相談やケース会議に出向いたりするなど、法的支援が必要な方々を適切に支援につなぐ活動を続けている。現在、区役所、福祉事務所、地域包括支援センター、社会福祉協議会及び病院の医療ソーシャルワーカーなど、様々な福祉関係職の方々に利用されている。

（2）福祉機関への定期的な出張（より予防的・継続的・定期的な関わり）

もっとも、いまだ弁護士へのハードルは高く、弁護士が関与した時点ではすでに問題が複雑かつ深刻なものとなっている事案も多い。また、福祉関係サイドにおいて、「事実関係をきちんと整理しなければ、法律相談へ行ってはいけないのではないか。」などと気を揉んでおられる場面もよくみかけられる。このような状況に対応するべく、法律相談前の事実整理の段階から弁護士が当事者に関わることで、法的ニーズの早期発見、早期解決を実現できるように、以下の取組を行っている。

具体的には、福祉関係者と弁護士とが、より継続的かつ定期的に関わることを目指して、定期的な出張の方法による連携体制を構築している。現場では、法的支援の必要性を早期に発見し、迅速かつ適切に弁護士・司法書士による支援へつなぐよう心掛けている。

ア　定期的な出張（地域包括支援センターや障がい者地域活動支援センター）

常勤弁護士が、職員と机を並べながら一定時間滞在し、個別ケースにつき打合せ、会議同席及び訪問同行などを行いながら、法的な情報提供を行っている。職員がケース対応時に感じる「違和感」をより早い段階で共有することにより、法的問題の早期発見や事実整理に寄与することを目指している。

イ　区役所の福祉関連部署における情報提供

常勤弁護士が定期的に区役所の福祉部署に赴き、生活保護、生活困窮者自立支援、高齢者福祉、障がい者福祉、女性・子ども、戸籍事務等を担当する職員からの問合せに応じている。顔が見える関係を築いた常勤弁護士が定期的に情報提供することにより、福祉関係者が弁護士へアクセスする機会を意図的に増やすことができ、潜在的な法的問題を共有しやすい体制となっている。

ウ　支援調整会議への参加など

常勤弁護士が、生活困窮者自立支援法に基づいて自治体及び事業受託事業者が行う支援調整会議に出席し、法的支援が必要なケースについては、関係部署と連携の上で早期に関わりを持つこととしている。

エ　その他

上記のほかにも、各機関の特徴やニーズに応じた連携体制を構築している。

（3）　担い手の確保及び弁護士会との連携

常勤弁護士は、弁護士会の高齢者・障がい者委員会と協議し、法テラスが行う司法ソーシャルワーク活動やそのあり方について随時情報を共有している。また、自治体等の関係機関から連携構築の申し出があった場合は、自治体と弁護士会との調整、ノウハウの提供、円滑な事業の引継ぎなどを行っている。

今後も、常勤弁護士の役割をふまえ、関係機関のニーズを把握し、弁護士会等との連携にも柔軟に対応しながら、司法ソーシャルワーク活動の充実を目指していく予定である。

法テラス多摩法律事務所

1 はじめに

法テラス多摩法律事務所には、令和8年3月末日時点で、常勤弁護士が6名、事務職員が5名在籍している。

常勤弁護士は、赴任順に、村井宏彰（61期）、渡邊阿武呂（65期）、長谷川堅司（67期）、佐々木美智（70期）、朝岡周太郎（69期）、重富琢也（66期）である（村井、渡邊、長谷川及び重富は『シニアスタッフ弁護士』である。）。活動内容は、刑事事件、民事法律扶助事件、ホットラインや関係機関との連携による司法ソーシャルワーク、さらには委員会活動への参加や全国のネットワークづくり、将来への法曹養成等、多岐にわたっている。

事務職員は常勤職員3名、非常勤職員2名であり、それぞれ優れた手腕により常勤弁護士を補助している。

全11名、意思疎通・コミュニケーションに優れ、とても風通しがよく、事務所全員チームとなって日々の業務にあたっている。全国の法テラス関係者に対して「多摩軍団」を名乗っている。



2 刑事事件

法テラス多摩法律事務所は、多摩地域の刑事弁護を積極的に担うことを期待され、弁護士会等からの要望を受けて設立された。現在では、被疑者国選事件、被告人国選事件及び裁判員裁判対象事件について、弁護士会との協定に基づき、一般の契約弁護士よりも多くの待機日があり、指名打診を受けている。その結果、法テラス多摩法律事務所の常勤弁護士は、多摩地域の他の契約弁護士に比べ、非常に多くの刑事事件を担っている。具体的には、被疑者国選事件については、全常勤弁護士が1か月あたり2件の指名打診を受け、実際に受任している。再逮捕・勾留

により引き続き受任する事件も少なくなく、1か月あたり4～5件受任する場合もある。法テラス多摩法律事務所の常勤弁護士で、令和7年度の1年間で、多摩支部全体の被疑者国選2,802件のうち合計129件（多摩支部全体の約4.6%）を受任し、被告人国選は多摩支部全体1,073件のうち、47件（同約4.4%）を受任した。いずれもかなりの高い割合である。また、委員会派遣事件等の重大事件や触法障がい者事件などの困難事件についても、上記待機枠とは別に配点がされている。

このように法テラス多摩法律事務所は、多摩地域で刑事弁護を積極的に担う事務所として期待されている。

3 民事法律扶助事件

多摩地域では、コロナ禍が一段落した後も、依然として民事法律扶助事件及び出張相談の需要が多くある。

出張相談についても、従前より市役所をはじめとする行政機関や福祉関係機関からの依頼が多く寄せられていたうえ、多摩には府中刑務所や更生保護施設、精神科病院等の施設が他の地域に比べて多いので、これらの場所からの出張相談依頼が非常に多い。

4 ホットライン及び関係機関との連携

法テラス多摩法律事務所は、福祉関係機関向けに助言する「ホットライン」を整備している。ホットラインは、福祉・行政機関の職員が担当している案件について法的な困りごとがある場合に、法テラス多摩法律事務所に連絡し、常勤弁護士が助言をするという仕組みである。常勤弁護士が法テラス多摩民事法律扶助係の職員とともに福祉関係機関向けに行う業務説明会や講演会の際、ホットラインの周知に努めてきた。その結果、ホットラインが定着し、福祉関係機関からのホットライン件数が増加してきている。出張相談依頼、ケース会議出席依頼、業務説明会・講演依頼もあり、地域連携の好循環ができあがっている。一部の自治体、社会福祉協議会、更生保護施設、薬物依存離脱施設などとは顔の見える関係もできている。

5 委員会活動、研修講師活動

委員会活動は弁護士自治の根幹であるところ、法テラス多摩の常勤弁護士は、委員会活動にも積極的に参加している。東京三会多摩支部については、刑事弁護委員会には全員が所属し、多くの常勤弁護士が正副委員長やPT座長等の要職を担ってきた。令和7年度は、東京三会多摩支部の他の委員会については、子どもの権利委員会（渡邊、長谷川、重富）、貧困PT（長谷川、佐々木）、退院請求PT（朝岡）、犯罪被害者支援委員会（長谷川）、法教育委員会（渡邊）、修習委員会（村井）、研修委員会（朝岡）、消費者委員会（重富）等、多岐にわたる委員会に所属している。

各所属単位会の東京本会の委員会に所属する弁護士もいる。刑事弁護委員会（渡邊、長谷川）、刑事拘禁制度改革実現本部（重富）、精神障害者支援に関する協議会（長谷川）、東京三会刑弁障害者等刑事問題検討協議会（長谷川）、修習委員会（村井）、人権擁護委員会（重富）、東京三会よりそい弁護士協議会（長谷川）、刑事模擬裁判PT（村井）、弁護教官推進協議会（村井）等である。

日弁連の委員会に所属する弁護士もいる。村井は刑事弁護センターの副委員長、法廷技術PTの座長を務め、他に死刑弁護PTに所属している。佐々木も死刑弁護PTに所属し、重富は人権擁護委員会障がい者差別禁止法制特別部会、修習生対策協議会に所属している。

各所属の委員会等より、各種の研修講師を務めることも多く、培った技術や知識を全国に展開する機会に恵まれている。

6 刑事施設との連携

長谷川及び朝岡が管内刑事施設との連携関係を構築している。管内刑事施設との調整や打合せを重ね、ジュディケア弁護士にも参加を呼びかけ、刑務所や少年院に出張し、講話や法律相談を実施するなど、成果を上げている。常勤弁護士が弁護士会に呼びかけて、困難な領域に司法ソーシャルワークを展開する好例である。

7 未来の法曹養成への積極的関与

令和3年5月から同6年4月まで、村井が司法研修所刑事弁護教官を務めた。村井と入れ替わる形で、同年5月より、渡邊が刑事弁護教官を務めている。令和7年4月からは、佐々木が司法研修所刑事弁護教官所付を務めている。教官業や所付業は激務であるが、他の常勤弁護士とフォローし合い、事務所全体としての務めを果たせるように工夫している。

毎年、法科大学院生のエクスターンシップの人気が非常に高く、令和7年度は全国で最多の8名を受け入れた。また、法テラス多摩法律事務所だけでなく、他の法律事務所の司法修習生の指導も多く行っている。

8 全国への発信

法テラス多摩法律事務所の常勤弁護士は、経験や培った技術を全国の常勤弁護士に還元する取組も積極的に行っている。「多摩発勉強会」として、常勤弁護士が経験した重大事件の報告や、実践的に役立つ勉強会を、これまでに10回実施した。

渡邊及び重富の呼びかけにより、文献を読み込むゼミも続けている。

9 さいごに

弁護士及び事務職員全員が「法テラス多摩法律事務所で働いている」ことに自信と誇りを持ち、楽しさを感じられる事務所運営を心掛けたいと考えている。そうすることで、個々の力が何倍にも発揮され、人生の充実を感じられるに違いない。